

## 【労務】令和3年度雇用・労働分野の助成金のご案内（簡略版・詳細版）が公表されました

令和3年度の雇用・労働分野の助成金についての資料が公表されました。雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上、生産性向上に向けた取組などに、ぜひご活用ください。

⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000763045.pdf>

なお、本稿では、その中でも話題性の高い、「働き方改革推進支援助成金」について抜粋してご案内いたします。  
※記載されている内容は概要です。詳細については、詳細版をご覧ください。

### 労働時間等の設定改善の支援関係の助成金

#### 働き方改革推進支援助成金

##### I 労働時間短縮・年休促進支援コース

労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成	<b>(1) 助成率</b> 3/4（事業規模 30 名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が 30 万円を超える場合は 4/5 を助成） <b>(2) 上限額</b> 成果目標の達成状況に基づき、最大 200 万円（一定要件の場合、最大 440 万円） （※詳細については詳細版パンフレットをご覧ください）
---	--

##### II 勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバル制度を導入し、その定着を促進することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成	<b>(1) 助成率</b> 3/4（事業規模 30 名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が 30 万円を超える場合は 4/5 を助成） <b>(2) 上限額</b> インターバル時間数等に応じて、 ① 9 時間以上 11 時間未満 80 万円（一定要件の場合、最大 320 万円） ② 11 時間以上 100 万円（一定要件の場合、最大 340 万円）など （※詳細については詳細版パンフレットをご覧ください）
---	---

##### III 労働時間適正管理推進コース

労務・労働時間の適正管理を推進することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成	<b>(1) 助成率</b> 3/4（事業規模 30 人以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が 30 万円を超える場合は、4/5） <b>(2) 上限額</b> 50 万円（一定要件の場合、最大 290 万円） （※詳細については詳細版パンフレットをご覧ください）
---	--

##### IV 団体推進コース

中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に対して、その経費を助成	<b>(1) 助成率</b> 定額 <b>(2) 上限額</b> 500 万円 都道府県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体（傘下企業数が 10 社以上）の場合は上限額 1,000 万円
---	--

参照ホームページ [ 厚生労働省 ]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000763045.pdf>